

令和 6 年 1 月の能登半島地震による被災者に対する町税の申告、納付等の期限の延長後の期日について、下記のとおり告示する。

令和 6 年 3 月 21 日

内灘町長 川口 克則



記

内灘町税条例(昭和 40 年内灘町条例第 1 号。以下「条例」という。) 第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 1 月 18 日内灘町告示第 1 号において、別途、告示で定めることとされている期日(令和 6 年 1 月 1 日以降に到来する条例第 36 条の 2 第 1 項に基づく申告、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。) 第 312 条第 3 項第 3 号に掲げる法人以外の法人に係る申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入(以下「申告等」という。)の期限を除く。)については、次に掲げるとおりとする。

| 対象となる申告等の期限             |                           | 指定する期日          |
|-------------------------|---------------------------|-----------------|
| 普通徴収に係る個人町民税の納期限        | 令和 6 年 1 月 31 日に期限が到来するもの | 令和 6 年 5 月 31 日 |
|                         | 令和 6 年 2 月 29 日に期限が到来するもの | 令和 6 年 5 月 31 日 |
|                         | 令和 6 年 4 月 1 日に期限が到来するもの  | 令和 6 年 5 月 31 日 |
| 給与所得に係る個人町民税の特別徴収の納期限   | 令和 6 年 1 月 10 日に期限が到来するもの | 令和 6 年 5 月 10 日 |
|                         | 令和 6 年 2 月 13 日に期限が到来するもの | 令和 6 年 5 月 10 日 |
|                         | 令和 6 年 3 月 11 日に期限が到来するもの | 令和 6 年 5 月 10 日 |
|                         | 令和 6 年 4 月 10 日に期限が到来するもの | 令和 6 年 5 月 10 日 |
| 法第 383 条に基づく固定資産税の申告の期限 |                           | 令和 6 年 4 月 30 日 |
| 固定資産税・都市計画税の納期限         | 令和 6 年 2 月 29 日に期限が到来するもの | 令和 6 年 5 月 31 日 |
| 町たばこ税及び入湯税の申告、納入の期限     | 令和 6 年 1 月 31 日に期限が到来するもの | 令和 6 年 4 月 30 日 |
|                         | 令和 6 年 2 月 29 日に期限が到来するもの | 令和 6 年 4 月 30 日 |
|                         | 令和 6 年 4 月 1 日に期限が到来するもの  | 令和 6 年 4 月 30 日 |
| 国民健康保険税の納期限             | 令和 6 年 1 月 31 日に期限が到来するもの | 令和 6 年 4 月 30 日 |
|                         | 令和 6 年 2 月 29 日に期限が到来するもの | 令和 6 年 4 月 30 日 |
|                         | 令和 6 年 4 月 1 日に期限が到来するもの  | 令和 6 年 4 月 30 日 |
| 上記以外の納入の期限              |                           | 令和 6 年 5 月 31 日 |